

## 真岡市公共施設等総合管理計画推進市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 真岡市公共施設等総合管理計画の推進にあたり、市民から広く意見を求め、質の高い公共サービスを提供していくために、真岡市公共施設等総合管理計画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。  
(1) 公共施設等総合管理計画の実施状況の検証に関すること。  
(2) 公共施設再配置計画の策定及び見直しに関すること。  
(3) その他公共施設等総合管理計画の推進に必要なこと。

### (組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。  
(1) 学識経験者  
(2) 関係機関及び関係団体から推薦を受けた者  
(3) 公募により選出された者  
(4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長の選出は、委員の互選による。  
3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。  
2 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
3 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 市民会議の庶務は、総務部企画課内に置く。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

### 附 則

#### (適用期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から適用する。

#### (経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されるまでの間は、市長が招集するものとする。